平成２３年（フ）第２１４号
千葉県成田市吉岡1217番地398
破産者　露本　　明
1　決定年月日　平成24年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第７９８号
広島市西区小河内町２丁目３番19号
破産者　株式会社スタジオビーダッシュ
1　決定年月日　平成24年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６６９号
盛岡市鉈屋町13番15号
破産者　株式会社光輪
1　決定年月日　平成24年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第５１号
福島県郡山市富久山町久保田字田池７番地１
破産者　郡山建鉄工業株式会社
1　決定年月日　平成24年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第１０９９号
横浜市瀬谷区五貫目町25番地４
破産者　株式会社ハイディー
1　決定年月日　平成24年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２４４７号
神奈川県藤沢市湘南台６丁目34番９―201号
破産者　住建コンサルティングコーポレーション有限会社
1　決定年月日　平成24年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４５８号
金沢市窪１丁目80番地
破産者　有限会社箍機工
1　決定年月日　平成24年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第８３４号
兵庫県尼崎市元浜町２丁目62番地
破産者　有限会社松原産業
1　決定年月日　平成24年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第９８号
愛媛県松山市平井町甲2359番地１
破産者　有限会社寿開発
1　決定年月日　平成24年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２３年（フ）第９３８号
愛知県蒲郡市三谷町南山１番地21
破産者　平野　智庸
1　決定年月日　平成24年１月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１６６３号
愛知県知多市巽が丘１丁目268番地の１　ソシア巽が丘402
破産者　石野健太郎
1　決定年月日　平成24年１月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６号
北海道空知郡奈井江町字奈井江町216番地６
破産者　小林　　成
1　決定年月日　平成24年１月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２３年（フ）第５３号
北海道空知郡上砂川町字鶉38番地13
破産者　高橋　　守
1　決定年月日　平成24年１月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２３年（フ）第３６１号
青森市奥野２丁目７番４号
破産者　福士　寛子
1　決定年月日　平成24年１月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第８３号
秋田県横手市大雄字四ッ屋64番地
破産者　永瀬　　一
1　決定年月日　平成24年１月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２３年（フ）第５２号
福島県郡山市富久山町久保田字金堀田29番地の10
破産者　三浦　勝夫
1　決定年月日　平成24年１月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第５９号
福島県いわき市常磐湯本町吹谷31番地の２
破産者　若松　一利
1　決定年月日　平成24年１月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第６８６号
石川県白山市明光４丁目４番地、従前の住所　石川県白山市明光４丁目２番地
破産者　林　　雅樹
1　決定年月日　平成24年１月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第２８０号
石川県河北郡津幡町字宮田ハ67番地
破産者　中川　洋子
1　決定年月日　平成24年１月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第１５５号
長野市大字北尾張部856番地３、前住所長野市大字石渡123番地の30
破産者　古畑　順司
1　決定年月日　平成24年１月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係